

独立行政法人国立美術館安全衛生管理規則

平成 13 年 4 月 2 日

国立美術館規則第 44 号

(目的)

第 1 条 この規則は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）における安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するための必要な基本的事項を明確にし、職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(適用の範囲)

第 2 条 国立美術館の安全衛生管理に関して必要な事項は、労働安全衛生法関係法令（以下「法令」という。）及びこの規則に定めるところによる。

(国立美術館の責務)

第 3 条 国立美術館は、安全衛生管理体制を確立し、労働災害を防止するために、必要な措置を積極的に推進する。

(職員の義務)

第 4 条 職員は、国立美術館が法令及びこの規則に基づき講ずる措置に積極的に協力し、労働災害防止及び健康保持増進に努めなければならない。

(事業場の区分)

第 5 条 事業場の区分は別表に定めるところとする。（以下、当該各事業場を「各館」という。）

(安全衛生管理体制)

第 6 条 各館は、法令に基づき、衛生管理者、産業医、衛生推進者及び衛生委員会を置き、必要な職務を行わせる。

(衛生管理者)

第 7 条 各館は、法令の定めるところにより、衛生管理者を選任する。

2 衛生管理者は、法令の定めるところにより、次の業務のうち労働衛生に係る技術的事項を管理する。

- (1) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事。
- (2) 安全又は衛生のための教育に関する事。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進に関する事。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- (5) 快適な職場環境の形成に関する事。
- (6) その他労働災害防止に必要と認められる重要な事項に関する事。

3 衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回は職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときには、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な事項を講じなければならない。

4 各館は、衛生管理者が職務を遂行することができないときには、法令の定めるところにより代理者を選任し、これを代行させるものとする。

(産業医)

第 8 条 各館は、法令の定めるところにより産業医を選任する。

2 産業医は、次の事項の医学的分野を中心に管理する。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事。
- (2) 作業環境の維持管理及び快適な職場環境の形成に関する事。
- (3) 作業の管理に関する事。

- (4) 前3号に掲げるもののほか職員の健康管理に関すること。
- (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

3 産業医は、少なくとも毎月1回職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(衛生推進者)

第9条 各館の衛生推進者は別表のとおりとする。ただし、法令の定めるところにより、館長が選任することを妨げない。

2 衛生推進者は、法令の定めるところにより、次の業務のうち労働衛生に係る技術的事項を管理する。

- (1) 危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 安全又は衛生のための教育に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 快適な職場環境の形成に関すること。
- (6) その他労働災害防止に必要と認められる重要な事項に関すること。

3 各館は、衛生推進者を選任したときは、その者の氏名を館内の見やすい個所に掲示するなどの方法により職員に周知する。

(衛生委員会)

第10条 各館は、法令の定めるところにより衛生委員会を設ける。

2 衛生委員会規則は、必要に応じて、別に定める。

(各館の責任者)

第11条 各館の責任者は、館長とし、国立美術館の決定に基づき各館の安全衛生管理方針を決定するとともに、職場管理者を指揮して、労働災害防止、快適職場形成に向けた統括管理を行う。

(職場管理者)

第12条 各館の管理者は、総務課長とし、労働災害を防止し、快適な職場を形成するため次の事項を管理しなければならない。

- (1) 労働災害の防止及び健康障害の防止のため、作業方法を決定し、これに基づき職員を指導すること。
- (2) 所管する設備・機械の安全を確保すること。
- (3) 職場内の整理・整頓に努め、快適な職場環境を形成すること。

(作業主任者)

第13条 各館は、法令の定める資格を有する者の中から作業主任者を選任する。

2 作業主任者は、当該作業に従事する職員の指揮その他法令で定める事項を行わなければならない。

(安全衛生教育)

第14条 各館は、安全衛生に関する知識及び技能を習得させることによって労働災害防止に役立たせるため、次の教育を行うものとする。

- (1) 雇入れ時教育、作業内容変更時教育。
- (2) そのほか安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育。

2 職員は、各館の行う安全衛生教育に積極的に参加しなければならない。

(中高年齢者等)

第15条 職員は、中高年齢者その他労働災害防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの心身の状態に応じて適正な配置を行うように努める。

(作業環境測定)

第16条 各館は、法令の定めるところにより、必要な作業環境測定を実施し、その結果を記録することとする。

(作業環境測定の評価等)

第17条 各館は、前条の作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため必要があると認められるときは、法令の定めるところにより、施設又は設備の設置、健康診断の実施及びその他の適切な措置を講ずることとする。

(環境の整備)

第18条 各館は、館内における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講じ、快適な職場環境の形成に努める。

- (1) 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置。
- (2) 作業方法の改善。
- (3) 休憩施設の設置又は整備。
- (4) その他快適な職場環境を形成するために必要な措置。

(保護具、救護用具)

第19条 各館は、保護具及び救護用具の適正使用・維持管理について、職員に対し指導、教育を行うとともに、その整備に努めることとする。

(機械・設備の点検整備)

第20条 各館は、機械・設備等について、法令及び館内点検基準に定めるところにより点検整備を実施し、その結果を記録保存することとする。

(整理整頓)

第21条 各館は、常に職場の整理整頓について適正管理し、常に職場を安全で快適かつ機能的な状態に保持することとする。

(健康診断)

第22条 各館は、職員に対し法令の定めるところにより、医師による健康診断を行う。

- 2 各館は、健康診断の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴く。
- 3 各館は、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該職員の健康状態等を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置、その整備及びその他の適切な措置を講ずる。
- 4 各館は、健康診断を受けた職員に対し、法令の定めるところにより、当該健康診断の結果を通知する。
- 5 各館は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、医師、保健婦又は保健士による保健指導を行うよう努める。
- 6 職員は、各館が行う健康診断を受けなければならない。ただし、各館が指定した医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合、他の医師による健康診断結果証明証を各館に提出したときはこの限りでない。

(病者の就業禁止)

第23条 各館は、伝染病の疾病その他の疾病で、法令の定めるものに罹患した職員に対し、その就業を禁止する。

- 2 各館から就業の禁止を指示された職員は就業してはならない。

(健康教育等)

第24条 各館は、職員に対する健康教育、健康相談及びその他職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努める。

- 2 職員は、前項の各館が講ずる措置を利用してその健康の保持増進に努めること。

附 則

この規程は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年12月20日 国立美術館規程第16号)

この規則は、平成14年12月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年8月15日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日 国立美術館規則第32号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日 国立美術館規則第48号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日 国立美術館規則第14号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日 国立美術館規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月25日 国立美術館規則第14号)

この規則は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年2月8日 国立美術館規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月29日 国立美術館規則第13号)

この規則は、令和3年11月29日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日 国立美術館規則第23号)

この規則は、令和5年3月28日から施行する。

別表

事業場の区分	所 属	衛生推進者
東京国立近代美術館本館	本館（本部事務局を含む。） 国立アトリサーチセンター 国立工芸館	運営管理部総務課係長 （人事担当）
京都国立近代美術館		総務課係長（総務担当）
国立映画アーカイブ	（相模原分館を含む）	総務課係長（総務担当）
国立西洋美術館		総務課係長（総務担当）
国立国際美術館		総務課係長（総務担当）
国立新美術館		総務課係長（総務担当）